

一敵ノ本土上陸作戰ニ對スル航空作戰指導ノ主眼ハ
主トシテ特攻攻撃ニ依リ敵上陸船團ヲ擊滅スルニ在リ
之ガ爲準據スベキ要綱左ノ如シ

(1) 戰備ノ重點ヲ先ツ九州、四國及南鮮方面ニ速ニ
作戦即應ノ態勢ヲ概成シ爾後之ヲ增強スルト共
ニ爾他方面特ニ關東方面ニ於ケル作戰ヲ顧慮シ
逐次其ノ態勢ヲ整備ス

(2) 手段ヲ盡シテ敵ノ進攻基地迄其ノ作戰線ニ對
スル索敵ヲ實施シ敵企圖ノ早期看破ニ努ム

(3) 敵上陸船團ノ攻撃ニ方リテハ其ノ來攻初動成ルベク
至短期間(概テ十日間程度ヲ目途トス)ニ最大戦力
ヲ集中發揮シ晝夜ニ亘リ果敢執拗ナル奇襲・強襲
ヲ反復シ努メテ泊地侵入前迄泊地侵入直後ニ於テ
敵船團ノ擊滅ヲ期ス

(4) 敵機動部隊ニ對シテハ機略ニ富ム攻撃ヲ行ヒ敵
上陸形團ニ對スル有効ナル支援ヲ阻止ス

(5) 地上作戰直接協力ハ狀況特ニ當時ニ於ケル我カ
戦力ニ應ジ左ニ依リ敵艦砲射撃部隊ヲ制壓ス
ルヲ本則トス

(1) 敵上陸前ニ於ケル艦砲射撃艦艇ノ跳梁ニ對
シテハ一部兵力ヲ以テ之カ漸減ヲ策ス

(4) 陸上作戰ノ攻勢發揮ニ伴ヒ適時攻撃目標ヲ

敵艦砲射撃艦艇ニ指向シ陸上作戰ヲ遂行

ヲ容易ナラシム

(6) 敵ノ本土周辺離島(五島、種子島及伊豆七島等)

ノ攻略作戰ニ方リテハ本土ニ對スル敵ノ上陸進攻

ノ破摧ヲ容易ナラシムルヲ主眼トシ其ノ作戰ヲ指導

スルモノトス

敵、南鮮濟州島ニ對スル攻略作戰ニ對シテハ所
要ノ兵力ヲ以テ之カ破摧ニ努ム

二(1) 決號作戰生起ニ至ル間防空及對潛作戰ヲ強化ス
陸軍ハ勉メテ其ノ兵力ヲ統合運用シ短切且機略ニ
富ム邊擊作戰ヲ實施シ以テ敵大型機ノ本土空襲
作戰ノ破摧ニ努ム
海軍ハ右作戰ニ協力ス

(2) 陸海軍協力シテ敵大型機所在重要航空基地特
ニ「マリアナ」硫黃島及沖繩方面ニ對スル奇襲制壓
ニ努ム

(3) 海軍ハ日本海方面ノ對潛作戰ヲ強化シ敵潛ノ
進入阻止並ニ掃蕩ヲ期ス
陸軍ハ右作戰ニ協力ス

(4) 陸海軍協力シテ本土主要港灣ニ對スル敵ノ機雷

封鎖企圖、制壓ニ努ム

三、敵、本土來攻前ニ於テ南西諸島、小笠原諸島及
中支方面ニ對スル攻略作戰ニ方リテ一部兵力ヲ以テ敵ニ
成ルベク多クノ損害ヲ與ヘ其ノ進攻ヲ遲滯ス

第三、兵力配備並運用計畫ノ大綱

一、陸軍航空兵力配備並運用計畫 別紙第一

二、海軍航空兵力配備並運用計畫 別紙第二

第四、指揮關係

陸海軍協同作戰ヲ本則トス

但シ航空部隊最高指揮官、作戰間同一場所又ハ至近地ニ

位置シ緊密ナル協同ニ努ム

右急速實現ノ為兩軍現地指揮官ハ速カニ其ノ場所等

ニ關シ協定スルモノトス

第五、其ノ他事項

一、通信關係、航空基地、使用、燃彈、準備、給養等

二、關シテ、昭和二十年三月一日「航空作戰」關スル陸海

軍中央協定」及昭和二十年四月八日「本土航空基

地使用」關スル陸海軍中央協定」ニ準據シ兩軍

航空戰力、綜合發揮ニ遺憾ナカラシム

三、航空基地、強化、分散、秘匿ニ關シテハ、更ニ手段ヲ盡シ

戰力、保存ニ努ム

三、細部ニ關シテハ、所要ニ應ジ本協定ニ基キ左ノ指揮

官間ニ於テ協定スルモノトス

航空總軍司令官

- 第一航空軍司令官
- 第五航空軍司令官
- 第六航空軍司令官

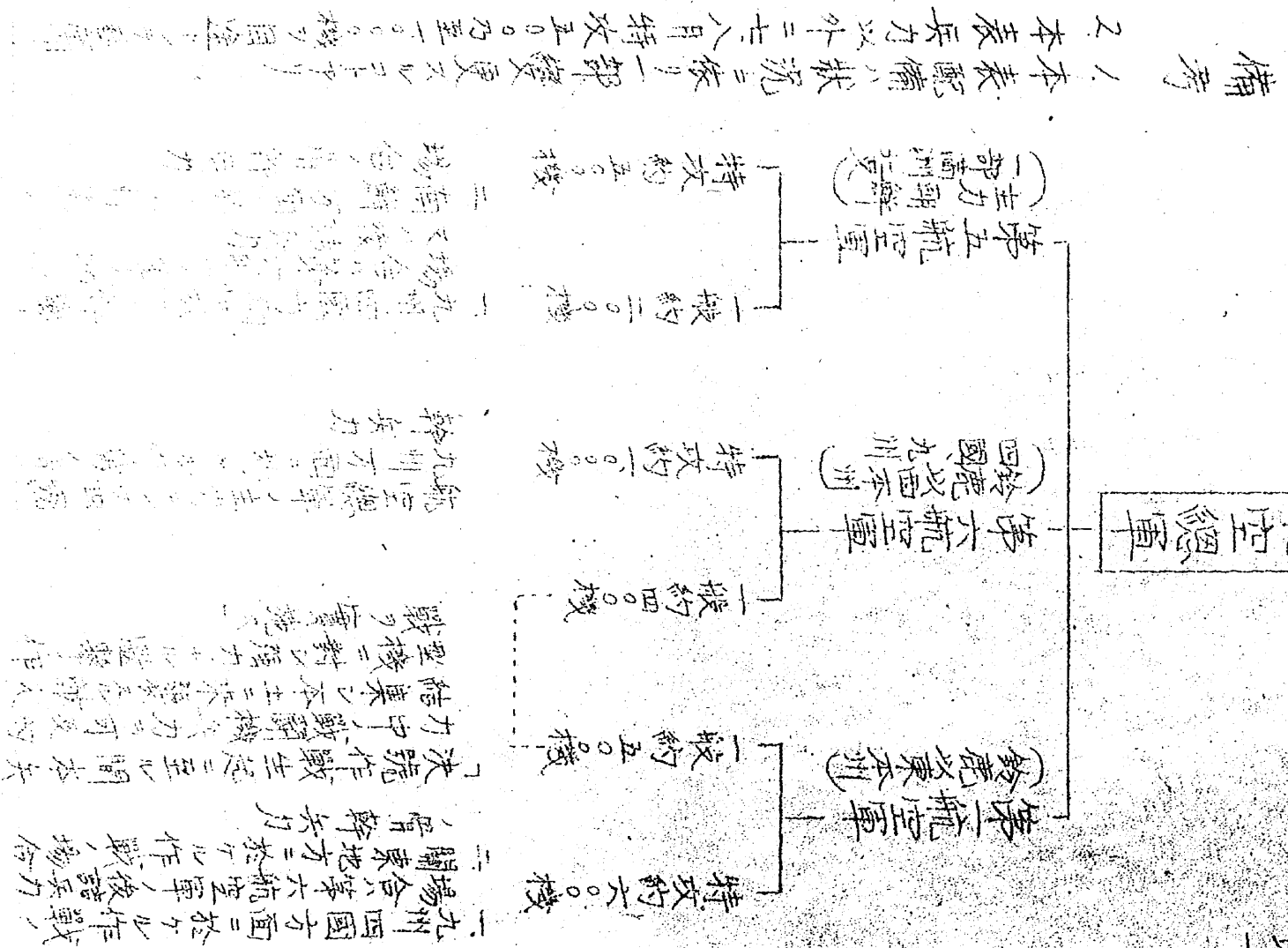
海軍總司令長官

- 第三航空艦隊司令長官
- 第五航空艦隊司令長官
- 第十航空艦隊司令長官

四、本協定以外所要事項トキハ、臨機之ヲ協定スルモノトス

陸軍航空兵力配備運用計畫

別紙第一



九州西國方面ニ於ケル作戰、
 二關東地方ニ於ケル作戰、場合
 一常備幹兵力

「決戦」作戰發生迄三至四間本兵
 力中、戦闘機ハ力ニ可及シ
 結果シ本土ニ米機ヲ侵入
 聖戦ニ對シ強ナル態勢ヲ
 戰ハシム事也

航空總軍、主力ニシテ西國
 九州方面、特、常備幹
 幹兵力

九州西國方面ニ於ケル作戰、
 一常備幹兵力
 二南朝鮮方面ニ於ケル作戰、
 一常備幹兵力

海軍航空兵力配備運用計畫

別紙 第一

偵察	制空	攻撃		實用機	練習機	大計	
		對KdB	對O5				
直攻園 (24日)	彩霞 40 雲攻 10	零電 50 夜戰 40	艦爆 50	艦攻 25 水上投 40 中練 830 (+90) (+30)	355 (+櫻花30)	830 (920) (+櫻花50)	1185 (1225) (+櫻花50)
計	50	190	50	895 (985) (+櫻花30)			
一轉進園 (30日)	飛艇 4	零電 200 夜戰 50	艦爆 25	艦攻 75 水上投 20 中練 130 (+90) (+280) (+390) (+60)	594 (+櫻花60)	410 (1800) (+白菊90)	1004 (1394) (+白菊90) (+櫻花60)
計	4	280	25	895 (1035) (+白菊80)			
二轉進園 (20日)	彩霞 20 雲攻 35 飛艇 3	零電 100 夜戰 30	艦爆 75 陸爆 10	艦攻 100 水上投 40 中練 25 (+20) (+140) (+280) (+40) (+50) (+20)	620 (+櫻花40)	380 (490)	1008 (1098) (+櫻花40)
計	58	260	105	565 (1155) (+櫻花40)			
三轉進園 (12日)	飛艇 3	零電 50		艦攻 10 水上投 10 中練 10 (+20) (+20) (+20)	238 (+櫻花20)	80 (110)	313 (343) (+櫻花20)
計	3	70		100 (150) (+櫻花20)			
四轉進園 (14日)	彩霞 20 雲攻 5	零電 130 夜戰 20	艦爆 20 陸爆 20	艦攻 20 水上投 20 中練 20 (+20) (+20) (+20)	465 (+櫻花20)	400	865 (+櫻花80)
計	25	330	40	100 (150) (+櫻花20)			
後園 (3日)				艦攻 20 水上投 20 中練 20 (+20) (+20) (+20)	50	200	250
大計	140	1050	200	2125 (2725) (+60)	2325 (2900)	2300 (2900)	4625 (5225)

8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0

決 號 作 戰 航 空 兵 力

		機 種	5AF	2AF	10AF	12Sf	13Sf	22Sf	53Sf	71Sf	4F	大 計
偵 察	彩 雲		40	40								80
	陸 攻		50									50
	飛 艇		10									10
	計		100	40								140
制 空	零 戰		50	200	20			200	50			520
	電 戰							150		120		270
	偵 察		10							50		60
	計		60	220	20			410	50	200		1030
攻 勢	對 艦			100								200
	對 陸		50									50
	對 空									80		80
	計		150	100						80		330
	對 艦		75		125							200
	對 陸				50							50
	對 空		80	80	40							200
	計		155	160	165							480
擊 破	陸 攻		50	25	25							100
	櫻 花											170
	水 上 機		70			60	120					250
	白 菊				20	220	160					400
	中 隊				810	1060	630					2500
計		275	130	1070	1340	910					3725	
大 計			645	490	1100	1340	910	410	50	200	80	5225

軍機

寫

大海指第五二七號

昭和二十年七月二十七日

軍令部總長 曲重田副武

小澤海軍總司令長官ニ指示

海軍總司令長官ハ航空^總軍司令官^ニ隷下第一

挺進團一部(約三〇〇名)ヲ指揮スベシ

指揮轉移ノ時機其他細部ニ關シテハ航空總

軍司令官ノ協議スルモノトス

機

大海指第五二八號

昭和二十年八月九日

寫

軍令部總長 豊田副武

小澤海軍總司令長官ニ指示

對機雷戰ニ關シテ六別冊對機雷戰ニ關スル陸海

軍中央協定ニ準據シテ之ヲ實施スベシ

大海指第 八 號別冊



對機爾歐ニ關スル陸海軍中央協定ヲ本冊ノ如ク協定ス
本協定ノ實施期日ヲ昭和二十年八月十五日トス

昭和二十年八月八日

軍令部總長 櫻田 副官 武

參謀總長 津 壽治郎

大海指第五二三號又附シテ



對機雷戰ニ關スル陸海軍中央協定

本協定ハ本土作戰並ニ日號作戰ニ關スル陸海軍中央協定ニ據ルノ外對機雷戰ノ實效ヲ擧グル爲メ關係陸海軍部隊(機關)ノ遵守スベキ事項ニ付之ヲ規定ス

第一 臨時陸軍掃海部隊ハ敵機雷ノ掃海處分ニ關シ關係海軍指揮官ノ區域ヲ承クルモノトス

第二 臨時陸軍機雷監視所ハ敵ノ機雷敷設監視ニ關シ關係海軍指揮官ノ區域ヲ承クルモノトス

第三 港灣(海軍擔任港灣ヲ除ク)ニ配備シアル海軍地上防空隊及飛艇隊ハ關係陸軍指揮官ノ區域ヲ承クルモノトス

第四 海軍部隊ハ陸軍部隊ノ使用スル掃海兵器ノ供與修理、掃海基地ノ使用等ニ關シ關係陸軍部隊ノ要求ニ應ジ之ニ協力スルモノトス

第五海軍部隊ハ水路ノ閉塞及警備ノ狀況ヲ關係陸海軍運輸機關ニ通報スル
モノトス

第六陸軍部隊ハ海軍部隊ノ掃海能力ノ狀況ニ依リ掃海及機雷監視ノ實施ヲ
難ナル場合海軍部隊ノ要求ニ應ジ之ニ協力スルモノトス

第七陸上ニ落下セル敵機ノ調査ハ正ニ依ル
一技術的調査ハ海軍ノ主任トス

二陸軍部隊ハ海軍機雷哨之調査ノ結果調査ニ關シ關係海軍機關ノ要求ニ應
ジ之ニ協力スルモノトス

三海軍ハ敵機雷ノ性能及掃海哨等ニ關シ得タル資料ヲ陸軍ニ通報スルモノ
トス

第八陸軍時陸軍機雷監視所設キルニ關シ陸軍ノ取得セル機雷情報ハ關係海軍
指揮官ニ通報スルモノトス

第九關係陸海軍指揮官ハ本規定ニ基キ必要ニ應ジ細部協定ヲ實施スルモノ
トス

(終)

大海指五九号、大海令四七号、
令、
取止、
トス